

## 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に関する事務取扱要領

平成16年6月9日制定

平成20年4月1日一部改正

平成23年7月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

### (目的)

第1条 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに解体業及び破砕業の許可等の事務処理に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (引取業者の登録（更新・変更）通知書等)

第2条 法第44条第2項（法第46条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、引取業者登録通知書（別記第1号様式）により通知するものとする。また、法第45条第2項の規定による通知は、引取業者登録拒否通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

### (フロン類回収業者の登録（更新・変更）通知書等)

第3条 法第55条第2項（法第57条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、フロン類回収業者登録通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。また、法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者登録拒否通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

### (登録業者の登録証明願等)

第4条 引取業者又はフロン類回収業者で、登録通知書を紛失し、き損し、又は汚損したことにより登録証明願を受けようとする者は、該当する登録証明願（引取業者登録証明願（別記第5号様式）、フロン類回収業者登録証明願（別記第6号様式））に、紛失した場合を除き、その登録通知書を添付して知事に申請するものとする。

2 前項の申請があったときは、登録事項を確認の上、引取業者登録証明書（別記第5号様式の2）又はフロン類回収業者登録証明書（別記第6号様式の2）により証明するものとする。

### (登録通知書の書換えによる交付等)

第5条 登録通知書の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、知事は、登録通知書を書き換えて当該者に交付するものとする。

一 法第46条第1項の規定により、法第43条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る届出書を知事に提出したとき。

二 法第57条第1項の規定により、法第54条第1項第1号、第2号又は第5号に掲

げる事項の変更に係る届出書を知事に提出したとき。

- 2 前項の規定により書換えによる登録通知書の交付を受けた者は、当該登録通知書の交付を受けたときに従前の登録通知書を知事に返納しなければならない。

(登録通知書の返納)

第6条 登録通知書の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録通知書を知事に返納しなければならない。

- 一 法第48条第1項（法第59条において準用する場合を含む。）の規定により廃業等を届け出たとき。
- 二 法第42条第2項又は法第53条第2項の規定により登録が効力を失ったとき。
- 三 法第51条第1項又は法第58条第1項の規定により登録が取り消されたとき。

(引取業者登録簿)

第7条 法第44条第1項の規定による引取業者登録簿は、引取業者一覧（別記第7号様式）によるものとする。

(フロン類回収業者登録簿)

第8条 法第55条第1項の規定によるフロン類回収業者登録簿は、フロン類回収業者一覧（別記第8号様式）によるものとする。

(解体業者許可簿)

第9条 解体業者許可簿は、解体業者一覧（別記第9号様式）によるものとする。

(破砕業者許可簿)

第10条 破砕業者許可簿は、破砕業者一覧（別記第10号様式）によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第2条から第8条までの規定は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 引取業者登録通知書

〇〇 第 号

〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 〇 〇 〇 〇 印

〇〇 年 月 日付けで申請（届出）のあった引取業者の登録（登録の更新・登録の変更）については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第44条第1項（第46条第2項）の規定により、下記のとおり登録（登録の更新・登録の変更）をしたので、同条第2項（同条第3項において準用する第44条第2項）の規定により通知します。

### 記

1. 登録事業者名（法人にあっては法人名及び代表者氏名）
2. 登録事業者住所又は所在地
3. 登録番号
4. 登録（更新）年月日
5. 登録有効年月日
6. 引取業者を行うすべての事業所及び所在地（千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県内に限る。）

(1) 事業所名称            所在地

(2) 事業所名称            所在地

.....

.....

備考 登録の変更の場合にあっては、変更後の登録内容を記載しています。

引取業者登録拒否通知書

〇〇 第 号

〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 〇 〇 〇 〇 印

〇〇 年 月 日付けで申請のあった引取業の登録については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項の規定により、次の理由により登録ができませんので、同条第2項の規定により通知します。

理 由

（教示）

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができます。

## フロン類回収業者登録通知書

〇〇 第 号  
〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 〇 〇 〇 〇 印

〇〇 年 月 日付けで申請（届出）のあったフロン類回収業の登録（登録の更新・登録の変更）については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第55条第1項（第57条第2項）の規定により、下記のとおり登録（登録の更新・登録の変更）をしたので、同条第2項（同条第3項において準用する第55条第2項）の規定により通知します。

### 記

1. 登録事業者名（法人にあっては法人名及び代表者氏名）
2. 登録事業者住所又は所在地
3. 登録番号
4. 登録（更新）年月日
5. 登録有効年月日
6. フロン類回収業を行うすべての事業所及び所在地（千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県内に限る。）、回収するフロン類の種別

(1)事業所名称          所在地                  回収するフロン類の種別

(2)事業所名称          所在地                  回収するフロン類の種別

.....  
.....

備考 登録の変更の場合にあっては、変更後の登録内容を記載しています。

フロン類回収業者登録拒否通知書

〇〇 第 号  
〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 〇 〇 〇 〇 印

〇〇 年 月 日付で申請のあったフロン類回収業の登録については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項の規定により、次の理由により登録ができませんので、同条第2項の規定により通知します。

理 由

（教示）

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができます。

第5号様式（第4条第1項）

引取業者登録証明願

〇〇 年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在  
名称及び代表者の氏名）  
電話番号

地、

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定により、下記の事業者が引取業者登録簿に登録されていることを証明願います。

記

1. 登録事業者名（法人にあつては法人名及び代表者氏名）
2. 登録事業者住所又は所在地
3. 登録番号

第5号様式の2（第4条第2項）

引取業者登録証明書

〇〇 第 〇〇 号  
〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 〇〇 〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定により、下記のとおり引取業者登録簿に登録されていることを証明します。

記

1. 登録事業者名（法人にあつては法人名及び代表者氏名）
2. 登録事業者住所又は所在地
3. 登録番号
4. 登録（更新）年月日
5. 登録有効年月日
6. 引取業を行うすべての事業所及び所在地（千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県内に限る。）

以下余白



第6号様式（第4条第1項）

フロン類回収業者登録証明願

〇〇 年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第53条第1項の規定により、下記の事業者がフロン類回収業者登録簿に登録されていることを証明願います。

記

1. 登録事業者名（法人にあつては法人名及び代表者氏名）
2. 登録事業者住所又は所在地
3. 登録番号

第6号様式の2（第4条第2項）

フロン類回収業者登録証明書

〇〇 第 〇〇 号  
〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 〇〇 〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第53条第1項の規定により、下記のとおりフロン類回収業者登録簿に登録されていることを証明します。

記

1. 登録事業者名（法人にあつては法人名及び代表者氏名）
2. 登録事業者住所又は所在地
3. 登録番号
4. 登録（更新）年月日
5. 登録有効年月日
6. フロン類回収業を行うすべての事業所及び所在地（千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県内に限る。）、回収するフロン類の種別

以下余白





第9号様式(第9条)

解体業者一覧

許可番号	氏名又は 名称	郵便 番号	住所	電話番号	法人である場合			使用人*		未成年者である 場合法定代理人 の氏名及び住所	事業所				許可 年月日	許可有効 年月日
					代表者 の氏名	役員 の 氏名	役員 の 住所	氏名	住所		名称	郵便番号	所在地	電話番号		

\* 申請者の使用人のうち、「本店又は支店等の代表者」又は「業に係る契約締結権限を有する者の代表者」をいう。

第10号様式(第10条)

破産業者一覧

許可 番号	氏名又は 名称	郵便 番号	住所	電話 番号	法人である場合			使用人 * 1		未成年者である 場合法定代理人の 氏名及び住所	事業の 範囲 * 2	事業所				許可 年月日	許可 有効 年月日
					代表者の 氏名	役員の 氏名	役員の 住所	氏名	住所			名称	郵便 番号	所在地	電話 番号		

\* 1 申請者の使用人のうち、「本店又は支店等の代表者」又は「業に係る契約締結権限を有する者の代表者」をいう。

\* 2 「破産前処理」「破産」「破産前・破産」